

# 補助金の申請から交付までの流れ

## (1) 安全運転サポート車<sup>(※1)</sup>を購入または安全運転装置<sup>(※2)</sup>を購入・設置します<sup>(※3)</sup>

- ※1 令和6年3月1日から令和7年2月28日までに登録または届出する **中古車**が対象です。
- ※2 令和6年3月1日から令和7年2月28日までに **県内の販売・設置業者(申請者自らが経営するものを除く)**で購入・設置した安全運転装置が対象です。(設置した車が安全運転サポート車の場合は対象外となります)
- ※3 補助金の交付は1人1回(台)限りです(令和3年度から申請日までに当補助金に申請したことがある方は補助対象者とはなりません)。

## (2) 交付申請書を福井県に提出してください<sup>(※4、5、6)</sup>

安全運転サポート車	安全運転装置
<ul style="list-style-type: none"><li>・交付申請書</li><li>・安全運転サポート車販売証明書【事業者記載】</li><li>・県税の納税状況の確認について</li><li>・自動車検査証の写し</li><li>・運転免許証の写し (住所変更がある場合は裏面の写しも必要)</li><li>・限定運転宣言書の写し(両面)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・交付申請書</li><li>・安全運転装置設置証明書【事業者記載】</li><li>・安全運転装置の購入・設置にかかる領収書 (価格、日付、品名、店名の記載があるもの)</li><li>・県税の納税状況の確認について</li><li>・自動車検査証の写し</li><li>・運転免許証の写し (住所変更がある場合は裏面の写しも必要)</li><li>・限定運転宣言書の写し(両面)</li></ul>

- ※4 申請書の受付期間は、令和6年5月1日～令和7年3月6日です。(必着)
- ※5 **郵送、電子申請で提出できます**。郵送方法については任意ですが、県に郵便物が届かない場合は、県では責任を負いかねますのでご了承ください。また、郵送事故等による書類紛失を防止するため、簡易書留等、配達記録が残る郵送方法を推奨します。
- ※6 電子申請の場合には、県の電子申請システムもしくは当補助金のHP(表面参照)に掲載しておりますURLから申請できます。

## (3) 「補助金交付決定兼額の確定通知書」が県から届きます

(2)の申請書をご提出いただいてから約1～2か月後

## (4) 補助金が、申請書に記載した口座に振り込まれます

(3)の通知書をお送りしてから約1か月後

※ 年度途中で申請総額が予算額に達した場合、申請書の受付を終了しますのでご注意ください。

 補助対象車両・装置は**1年以上所有する必要があります**。

補助金を受けて取得したものを登録・届出の日もしくは装置の設置の日から1年以内に譲渡・転売等した場合は、補助金を返納しなければならない場合があります。